

交通事故における素因減責の本質

石橋秀起*

目次

- I. 本稿の目的
- II. 裁判例の概観
 - 1. 身体的素因の競合事例
 - 2. 心因的素因の競合事例
- III. 考察
 - 1. 裁判例の整理と検討課題の提示
 - 2. 帰責相当性と割合的減責論との関係
- IV. おわりに

I. 本稿の目的

交通事故訴訟における賠償額の算定に際し、被害者の素因を斟酌する実務が確立して、はや20年以上が経過している¹⁾。またこの間、身体的素因の競合事例を対象として、素因減責に一定の歯止めをかける判例法理が登場していることは、周知のとおりである。すなわち、最判平成8年10月29日（民集50巻9号2474頁）——以下、「平成8年判決」とする——は、「被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患にあたらぬ場合には」素因減責を否定すべきであるとの見解を示している。

一方、学説においては、素因斟酌肯定説と否定説が対立し、議論の決着

* いしばし・ひでき 立命館大学法学部准教授

1) 素因減責を肯定する判例として、心因的素因につき、最判昭和63年4月21日民集42巻4号243頁、身体的素因につき、最判平成4年6月25日民集46巻4号400頁。

をみないまま今日にいたっている。両説の対立は、価値判断のレベルと解釈論のレベルのそれぞれにおいて、先鋭化しているといえる。

まず、前者のレベルに関しては、素因の競合によって生じた損害につき、そのすべてを加害者が負担することに疑問を呈するものがある一方²⁾、被害者は素因の競合による損害の発生・拡大を強制されたにすぎないとする見方がある³⁾。また、後者のレベルに関しては、損害負担をもたらす法原理をめぐって、次の2つの立場が対立している。まず、責任要件の問題として、生じたすべての損害を加害者に転嫁できるかどうかを検討し、そのうえで、損害の一部につき、これを被害者に再転嫁できるかどうかを問うものがある⁴⁾。この立場によれば、被害者による損害の一部負担の可否は、他者への損害転嫁をもたらす「帰責原理」⁵⁾によって規律され

2) これは、当該事故の加害者と同種の事故の潜在的加害者との公平を重視する一部の論者らに共通した感覚である。なかでも、早くから素因減責の必要性を説いてきた齋藤修教授の一連の論稿のなかには、こうした感覚が色濃く現れているといえる。齋藤修「損害賠償と被害者の体質的素因」神戸商科大学論集37巻4号（1985年）27頁、同「鞭打ち症における損害賠償減額の法理——体質的素因と心因性を中心として」神戸商科大学論集40巻4＝5号（1989年）547頁、同「過失相殺の規定の類推適用」西原道雄古希『現代民事法学の理論上』（信山社、2001年）209頁等。

3) 西垣道夫『「鞭打症」における損害算定上の諸問題』坂井芳雄編『現代損害賠償法講座7』（日本評論社、1974年）309頁、318-319頁、平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』（弘文堂、1992年）159-160頁、窪田充見『過失相殺の法理』（有斐閣、1994年）70-78頁、潮見佳男『不法行為法〔初版〕』（信山社、1999年）323頁、吉村良一『不法行為法〔第4版〕』（有斐閣、2010年）180頁等。

4) 窪田・前掲(注3)205-206頁、潮見・前掲(注3)324-325頁。なお、本文で述べたようなかたちでの図式化を行うものとして、吉村良一「書評・窪田充見『過失相殺の法理』」法律時報68巻11号（1996年）97頁、100頁。

5) ただし、過失相殺能力の問題をも視野に入れた場合、被害者の損害一部負担に関しては、事理弁識能力で足りるとする説——窪田・前掲(注3)206頁——と、責任能力が必要であるとする説——能見善久「過失相殺の現代的機能」森島昭夫還暦『不法行為法の現代的課題と展開』（日本評論社、1995年）115頁、138頁——とがある。なお、後者の立場では、加害者と被害者に適用される帰責原理が、完全にパラレルなものとなる。したがってここでは、「損害の一部再転嫁」という発想自体がとられていないか、あるいは希薄であると考えられる。

る。したがってこれは、素因斟酌否定説が主張する結論⁶⁾を、理論的にサポートすることとなる。これに対し、責任要件の段階ですでに、損害の一部のみの転嫁を正当化しようとするものがある。この立場によれば、被害者は自己の権利領域内の危険による損害を負担すべき——領域原理——であり、責任要件の充足による加害者への損害転嫁は、そうした損害を除いた部分に関して行われることとなる⁷⁾。これは、素因の競合それ自体を理由とする割合的減責を、「公平（衡平）」論⁸⁾を超えたより実定的な枠組み⁹⁾のもとで規律しようとする試みといえるだろう¹⁰⁾。

ところで、交通事故事例では、過失ありとの評価を受ける加害行為がそれ自体を起点とし¹¹⁾、そこから負傷や死亡——権利侵害——、さらには各種の損害発生へといたる一連の経過が問題となる。これは、一定の物理的作

6) 素因競合それ自体を理由とする減責に反対し、過失相殺の本来適用の局面でのみ減責を認めるという立場が、これにあたる。吉村・前掲(注3)180頁、潮見・前掲(注3)325頁。

7) 橋本佳幸「過失相殺法理の構造と射程(5)・完」法学論叢139巻3号1頁、24-25頁。

8) これに関しては、前田陽一「不法行為法における『損害の公平な分担の理念』と素因減額論に関する一考察」星野英一古希『日本民法学の形成と課題 下』(有斐閣、1996年)893頁。

9) 橋本・前掲(注7)24頁は、権利領域内の危険による損害かどうかを識別する基準として、「個人差」以上の素因かどうかを問題にする。

10) この点につき付け加えると、素因競合を理由に減責を行うのは、自明の理ではない。なぜなら、「行為なければ——素因が競合することによって拡大した——結果なし」の関係をもって因果関係を肯定するならば、この理は通用しなくなるからである。一方、こうした因果関係観を捨て、すべてを「寄与度」概念によって説明する一部の動向に対しては、その理論としての妥当性に疑問——例えば、窪田・前掲(注3)129頁は、「寄与度があるということ自体がただちに減責……を正当化するものではない」と指摘する——がもたれているところである。したがって、素因減責を理論的に正当化するためには、「減責するものが公平である」との価値言明を、「寄与度」以外の概念を用いて説明するほかに方法はない。橋本・前掲(注7)21頁以下は、この点においてすぐれた考察といえるだろう。

11) あるいは、裁判例では、しばしば加害者の「(運転)行為」さえも問題とされず、単に、「事故」——すなわち、自動車の運行による外力——と結果との因果関係が問題にされるのが一般的である。

用による外界の変化を因果関係の本質とする立場¹²⁾を念頭においたもの
とすることができる。そして、そのような因果関係観に依拠するかぎり、
被害者の素因は、行為から結果へといたる一連の経過において、その通過
点——ないしは結果発生の場合——としての位置づけを与えられるにとどま
る。したがってここでは、素因競合という捉え方自体が、かならずしも自
明のものでないことが、明らかとなるだろう¹³⁾。

本稿における考察の起点は、まさにここにある。すなわち、上述の捉え
方によると、素因競合における割合的減責の問題は、原則として、「加害
行為によって引き起こされ、素因を経由して拡大した損害部分につき、こ
れを加害者に帰責すべきかどうか」という問いとして把握される。した
がって、そのような場合において殊更に素因競合を問題にし、これを斟酌
することにおいては、何よりもまず、いかなる素因が競合原因として生起
してくるのか、「原因競合」であるとの認識は何によってもたらされるの
かが、問われなければならない。本稿は、こうした問題意識のもと、近時
の裁判例を念頭におきつつ、素因減責の理論的本質について明らかにする
ことを目的とするものである。

なお、素因減責論に関しては、これまでも多くの論者によって様々な
判断枠組みが提唱されてきたが、本稿は、それらの当否を個別に検討する
ものではない。むしろ、そうした学説の影響を受けながら今日にいたる裁
判例をおもな考察の対象としつつ、上述した問題意識のもと、原因競合事
例における競合原因の斟酌がいかなる契機によってもたらされるかを探究
するのが、本稿の目的である。したがって、本稿において、素因減責の判
断枠組みに関する学説は、あくまでそうした契機の探求作業にとって有益
であるかぎりにおいて参照されるにすぎないということを、予めお断りし

12) 例えば、前田達明『民法Ⅵ₂（不法行為法）』（青林書院新社、1980年）108-110頁、126-127頁、平井・前掲(注3)82-84頁。

13) 同様の指摘として、例えば、西垣・前掲(注3)318頁。

ておく¹⁴⁾。

II. 裁判例の概観

本章では、素因減責が問題となった交通事故裁判例を概観する。なお、取り上げる裁判例は、すべて今日の判例の立場がほぼ完成をみた平成 8 年判決以降のものに限定することとする。

1. 身体的素因の競合事例

(1) 典型的な事案

まず、被害者が事故以前から有していた身体的素因が損害発生に寄与したとされる事案として、次のようなものがある。

【判決 1】東京地八王子支判平成10年 8 月28日 (交民集31巻 4 号1250頁)

頸部椎間板症、後縦韧带骨化症、第五・第六頸椎椎間孔の狭小化といった既往疾患を有する被害者が、事故により頸椎捻挫等となり、顔のしびれや両上肢の筋力低下等の後遺障害が残った。裁判所は、原告の損害につき、事故による頸椎捻挫と上記既往疾患とが相まって発生・拡大したことを認め、公平の見地から民法722条 2 項の類推適用により、

14) したがって、素因減責論に関する膨大な数の学術論文および判例評釈のすべてを引用することができなかったことを、ここにお断りする次第である。なお、素因減責論に関しては、近時、比較法研究を行う論稿がいくつか公表されており、今後の議論の進展が期待される所である。ドイツ法に関して、塩原真理子「心因的要因が競合して発生した損害の帰責と賠償範囲」東海法学40号(2008年)43頁、永下泰之「損害賠償法における素因の位置(1)~(4)」北大法学論集62巻4号(2011年)25頁、62巻5号(2012年)35頁、63巻1号(2012年)103頁、63巻3号(2012年)25頁、谷口聡「ドイツ損害賠償法における素因に関する一考察」高崎経済大学論集55号1号(2012年)15頁、フランス法に関して、遠藤史啓「フランス不法行為法における被害者の素因の位置づけ」神戸法学雑誌61巻1=2号(2011年)79頁、竹村壮太郎「素因減責の理論的課題(1),(2)・完」上智法学論集55巻2号(2011年)69頁、55巻3=4号(2012年)133頁。

50%の減責を行った。

裁判所の認定によれば、本件被害者の既往疾患は、いずれも事故以前には発症していなかった。つまり、事故による頸椎捻挫が「引き金」¹⁵⁾となり、上記の各後遺障害を発生させたというのが、本件の基本的な事実経過である¹⁶⁾。したがってこれは、本稿の冒頭で示した素因競合の典型的事例と構造が一致することとなる。ところで、このような経過を辿るケースは、裁判例において数多くみられる¹⁷⁾。しかしその一方で、実質的にこれと同様の経過を辿りながら、減責を行わない裁判例も数多く報告されている。そこで以下、それらのいくつかをみてみることにしよう。

【判決2】大阪地判平成9年12月19日（交民集30巻6号1796頁）

第五・第六椎間板の変形および腰椎の変形を有する被害者が、事故により頸部捻挫および腰部捻挫等となり、頸部・腰部の運動制限や腱反射の低下といった後遺障害が残った。裁判所は、原告の各症状につき、上記各変形と事故による傷害とが相まって発生したものであることを認め

15) 交民集31巻4号1256頁。

16) なお、裁判例のなかには、事故以前に症状が発症していなかったことを、減責否定の有力な根拠とするものもある。神戸地判平成9年2月26日交民集30巻1号270頁、大阪地判平成9年12月19日交民集30巻6号1796頁、大阪地判平成10年6月5日交民集31巻3号799頁、大阪地判平成10年11月27日交民集31巻6号1783頁、大阪地判平成13年2月15日交民集34巻1号224頁、大阪地判平成13年2月23日交民集34巻1号311頁、東京地判平成20年5月21日交民集41巻3号630頁等。ここでは、素因競合に関して、【判決1】とは異なった因果構造が念頭におかれていると考えられる。この点に関しては、注36を参照されたい。

17) 大阪地判平成9年1月24日交民集30巻1号108頁、神戸地判平成10年10月8日交民集31巻5号1488頁、東京地判平成11年10月20日交民集32巻5号1579頁、大阪地判平成12年1月14日交民集33巻1号39頁、大阪地判平成13年3月15日交民集34巻2号393頁、大阪地判平成14年12月25日交民集35巻6号1679頁、名古屋地判平成15年1月17日交民集36巻1号49頁、東京地判平成16年4月14日交民集37巻2号506頁、大阪地判平成18年2月15日交民集39巻1号179頁、東京地判平成19年12月20日交民集40巻6号1666頁、松山地今治支判平成20年12月25日交民集41巻6号1615頁等。

たうえで、これらの変形が経年性のものであり、「個体差の範囲として当然にその存在が予定されているもの」であるとして、素因減責を否定した。

【判決3】大阪地判平成10年11月27日（交民集31巻6号1783頁）

加齢による変形性脊椎症の既往を有する被害者が、事故により頭部、頸部、腰部等に傷害を負い、右側頸部の圧痛、筋硬直等の後遺障害が残った。裁判所は、原告の上記既往症が損害の拡大に影響していることを認めたとうえで、損害の認定においてすでに事故と相当因果関係のある損害に限定しているとして、素因減責を否定した。

【判決4】東京地判平成14年7月22日（交民集35巻4号1013頁）

気管支喘息、骨粗鬆症、高血圧症、脊柱管狭窄症等の既往を有する被害者が、事故により右下腿開放骨折、恥骨結合離開、膀胱破裂等の傷害を負い、自賠法施行令別表第5級の後遺障害が残った。裁判所は、原告の後遺障害につき、既往症——とりわけ脊柱管狭窄症——がこれに寄与したとしても、その度合いは「相当程度あると認めるに足りない」として、素因減責を否定した。

上記の裁判例のうち、【判決2】は、平成8年判決が示した判例ルールをふまえ、当該素因が「個体差の範囲」にとどまることを理由に、減責を否定したものである¹⁸⁾。本件においては、第五・第六椎間板の変形等が、平成8年判決における「身体的特徴」——首が長いこと——と同視しうるかどうかにつき、検討の余地がある。ただ、適用されたルールは判例にしたがったものであり、それ自体に問題はないといえる。

18) 同様のものとして、神戸地判平成10年9月9日交民集31巻5号1399頁、大阪地判平成10年10月13日交民集31巻5号1515頁、大阪地判平成11年12月9日交民集32巻6号1933頁、名古屋地判平成18年12月15日交民集39巻6号1763頁。

次に、【判決3】は、素因の競合による損害の拡大を認めつつ、相当因果関係の判断のなかで、すでにこの点を考慮している¹⁹⁾。ここでは、素因競合を体系上どの部分で扱うべきか——賠償範囲論か、それとも割合的減責論か——が問題となっているが、この点は、本稿の目的とも関わるため、次章において検討することとしよう。

最後に、【判決4】は、素因の競合による損害の拡大を認めつつ、その程度が小さいことを理由に、減責を否定している。これは、減責を肯定する一部の裁判例が、素因の「相当程度」の寄与を問題にしている²⁰⁾のと、対をなすものといえる²¹⁾。なお、裁判例のなかには、素因の競合を認めながらも、生じた損害がそれほど大きくないことを理由に、減責を否定するものがある²²⁾、これもほぼ同様のものとみてよいと思われる。

(2) 非典型的な事案

さて、以上のケースは、いずれも事故以前から存在する素因に事故による外力が加わることで、損害が発生・拡大したというものであった。ところで、素因減責に関する裁判例のなかには、これとは構造が異なるものもいくつかみられる。

【判決5】大阪地判平成9年1月23日（交民集30巻1号92頁）

事故により頭部外傷、胸腹部打撲、右血胸、肺挫傷、肋骨骨折等の傷害を負った被害者が、事故の22日後に胃潰瘍により失血死した。裁判所は、事故によって受けた外傷がすでに発症していた胃潰瘍を増悪させ、

19) 同様のものとして、東京地判平成16年3月29日交民集37巻2号426頁、神戸地判平成16年10月18日交民集37巻5号1393頁。

20) 例えば、大阪地判平成10年10月27日交民集31巻5号1569頁、大阪地判平成10年10月30日交民集31巻5号1638頁、大阪地判平成11年11月4日交民集32巻6号1745頁、大阪地判平成11年11月8日交民集32巻6号1762頁、神戸地判平成17年5月17日交民集38巻3号681頁。

21) 同様のものとして、大阪地判平成10年6月5日交民集31巻3号799頁、大阪地判平成10年10月16日交民集31巻5号1536頁、東京地判平成12年6月14日交民集33巻3号966頁。

22) 例えば、大阪地判平成11年2月18日交民集32巻1号296頁、大阪地判平成14年8月21日交民集35巻4号1125頁。

被害者を死にいたらしめたものと認定し、事故と死亡との相当因果関係を肯定した。そのうえで、「ある人間がストレス状態となるには、……複雑な条件があることが認められる」と述べたうえで、被害者死亡の主たる原因は同人の個人的な要因にあるとして、民法722条2項の類推適用により70%の減責を行った。

裁判所の認定によると、本件は、すでに発症していた胃潰瘍が事故のストレスによって増悪し、被害者の死亡をもたらしたとされる。もっとも、本件においては、このような認定それ自体に対し、疑いを挟む余地がないではない。まず、本件では、事故による外傷がストレス性胃潰瘍を発症させる程度でないことから、胃潰瘍は、事故以前に発症していたとされている。そのうえで、被害者死亡の直接の原因である胃潰瘍の増悪因子としては、① 既往症である心筋梗塞、② 同じく既往症である脳梗塞、③ 事故後の手術によって助長された多臓器障害、の3つの候補が挙げられている。そしてこれらをふまえ、裁判所は、本件事故と被害者死亡につき、「無関係であるということとはでき」ない、との結論に達している²³⁾。したがって以上のことから、本件は、寄与度ではなく、因果関係の心証度に応じた責任が課したものと解すべきことになる²⁴⁾。

続いて、非典型的な素因減責としては、次のようなものもある。

【判決6】 神戸地判平成10年1月30日（交民集31巻1号169頁）

事故により頭部外傷、左膝打撲等の傷害を負った被害者——事故当時71歳——が、事故から約8ヵ月後に肺炎を発症し、死亡した。裁判所は、本件事故と肺炎の発症、さらには被害者の死亡とのあいだに相当因

23) 交民集31巻1号95-96頁。

24) 以下の裁判例も、同様のものと解する余地がある。東京地判平成9年8月26日交民集30巻4号1179頁、大阪地判平成10年10月27日交民集31巻5号1569頁、東京地判平成11年2月23日交民集32巻1号317頁、大阪地判平成13年7月19日交民集34巻4号942頁。

果関係があるとしたうえで、被害者の死亡には、糖尿病、自律神経失調症、うつ病等の既往症、ならびに受傷後の事故以外の要因によるうつ状態の悪化といった心因的要因が寄与しているとして、民法722条2項の類推適用により60%の減責を行った。

本件では、事故後、被害者が肺炎に罹患し、死亡するまでの経過が詳細に検討されている。それによると、被害者は、受傷後5ヶ月間は外来受診も可能であったところ、両下肢痛の進行による歩行障害や向精神薬の作用によって身体機能が徐々に低下していき、ついには肺炎の罹患にいたったとされている。そこで、こうした経緯をふまえ、裁判所は、事故と死亡との「相当因果関係」を肯定するとともに、「損害が本件事故のみによって通常発生する程度、範囲を超えている」と判示して、素因減責を行っている。ここでは、後続侵害損害の帰責につき困難に直面した裁判所が、帰責を肯定するのと引き換えに、減責による調整を行ったものと解することができる²⁵⁾。

なお、身体的素因の競合事例としては、ほかに、事故を起点とする因果系列とこれとは別の因果系列が併存するなか、前者が引き起こした損害部分についてのみ、責任を肯定するものがある²⁶⁾。ただ、ここでの責任は、加害行為と「事実的」因果関係のない損害部分が、責任判断から除外された結果もたらされたものにすぎず、理論上、とくに検討を要するものではないといえる。

25) 同様のものとして、神戸地判平成10年7月9日交民集31巻4号1063頁、神戸地判平成12年7月6日交民集33巻4号1155頁、神戸地判平成12年10月31日交民集33巻5号1732頁、大阪地判平成15年8月27日交民集36巻4号1076頁、神戸地判平成18年5月16日交民集39巻3号665頁等。

26) 例えば、神戸地判平成11年9月29日交民集32巻5号1501頁、山形地判平成13年4月17日交民集34巻2号519頁、大阪地判平成14年6月28日交民集35巻3号911頁。

2. 心因的素因の競合事例

(1) 典型的な事案

続いて、被害者が事故以前から有していた心因的素因が損害発生に寄与したとされる事案について、みてみることにしよう。まず、このような事例のなかでも比較的多いものとして、次のような事案がある。

【判決7】大阪地判平成9年6月27日（交民集30巻3号907頁）

事故により右下肢に醜状が残った被害者——事故当時23歳、女性——が、外傷性神経症により等級5級2号の後遺障害を負うにいたった。裁判所は、事故と後遺障害との相当因果関係を肯定したうえで、「治療の長期化及び後遺障害の発生については、原告の心因的要素が大きく影響している」として、「入院院損害」については30%、「後遺障害損害」については50%の減責を行った。

上述のとおり、本件では、治療の長期化と後遺障害——「精神面での障害」——の発生につき、「心因的要素」が影響しているとされる。また、ここにいう「心因的要素」の影響は、外傷を契機とする心因反応であるため、統合失調症に代表される内因性の精神疾患とは異なり、脳の器質的変化を想定することはできない²⁷⁾。したがって、こうした局面において、被害者の精神に作用する、事故から独立した因子を観念することは、むずかしいと言わざるをえない。このように、本件では、事故による外力を起点に、被害者の精神状態——「心因反応を起こしやすい性格傾向」²⁸⁾——を経由して後遺障害が発生したのであり、そこにいう「心因的要素」は、因果経過の通過点——ないし「反応」の場——としての意義をもつにとどまる。したがって、本件は、上述の身体的素因における典型的事例と同様の

27) 交民集30巻3号912頁。

28) 交民集30巻3号912頁。

構造を呈していることになる²⁹⁾。

(2) 非典型的な事案

続いて、心因的素因の競合事例としては、次のような事案も報告されている。

【判決8】千葉地判平成20年9月29日（交民集41巻5号1304頁）

事故により頭部打撲、頸椎捻挫等の傷害を負った被害者が、神経症状を経てうつ病を発症し、等級9級10号の後遺障害が残った。裁判所は、本件事故後に精神症状が発現していること、ほかにうつ病の原因が見当たらないことなどから、事故と「うつ病に由来すると思われる症状」との相当因果関係を肯定した。そのうえで、裁判所は、以下の3点を考慮して、80%の減責を行った。

- ① 傷害による神経症状が遷延し、うつ病発症へといたったのには、原告の心因的要素が相当程度影響している。
- ② 原告は事故後、「内因性高次脳機能障害（うつ病＋統合失調症）」と診断されているが、これも原告の精神症状に相当大きな影響を及ぼしている。
- ③ 原告は事故以前、三度にわたり頸椎や腰椎に傷害を負っており、本件事故当ても神経症状がある程度残存していた。

29) 同様のものとして、大阪地判平成9年2月10日交民集30巻1号208頁、札幌地判平成9年12月22日交民集30巻6号1810頁、東京地判平成10年1月20日交民集31巻1号4頁、神戸地判平成10年10月8日交民集31巻5号1488頁、大阪地判平成11年1月28日交民集32巻1号228頁、大阪地判平成11年2月25日交民集32巻1号328頁、東京地判平成12年3月14日交民集33巻2号523頁、大阪地判平成12年5月17日交民集33巻3号857頁、神戸地判平成13年12月14日交民集34巻6号1616頁、神戸地判平成14年1月17日交民集35巻1号47頁、大阪地判平成14年1月22日交民集35巻1号84頁、名古屋地判平成15年7月28日交民集36巻4号974頁、名古屋地判平成16年12月8日交民集37巻6号1643頁、名古屋地判平成17年7月13日交民集38巻4号947頁、大阪地判平成18年9月25日交民集39巻5号1307頁、福岡高判平成19年2月13日交民集40巻1号1頁等。

本件では、被害者の後遺障害に対し、上記①～③の因子が「影響」していると考えられる。このうち、①は、本件事故を起点とする因果系列であり、③は、事故以前に負った傷害を起点とする因果系列である。また、②も、③と同様、本件事故から独立した因果系列であると考えられる。これは、一般に交通事故によって統合失調症が発症することはないという医学的知見によって、明らかにされている³⁰⁾。さて、ではこれらの因子は、結果に対しどのような関係に立つのだろうか。

まず、上述のとおり、裁判所は、「相当因果関係」の認定にあたって、その終端を「うつ病に由来すると思われる症状」と定めている。しかしその一方で、裁判所は、本件後遺障害の直接の原因につき、これを「神経系統の機能又は精神……〔の〕障害」と、やや曖昧な表現で捉えている³¹⁾。本件における素因減責の本質は、まさにこの両者の微妙なズレのなかに見出すことができる。すなわち、裁判所は、①の因果系列による結果発生につき、十分な確信がもてなかったため、「相当因果関係」の検討に際し、その終端に一定の操作を加えたとみることができるのである。したがって以上のことから、本件においては、因果関係の心証度に応じた責任が課されたものとみることができる³²⁾。

(3) 両者の中間に位置する事案

ところで、心因的素因の競合事例としては、以上の2つのタイプのほか、次のような事案も報告されている。

【判決9】札幌地判平成9年9月29日（交民集30巻5号1449頁）

事故により外傷性クモ膜下出血、頭蓋骨骨折等の傷害を負った被害者が、事故後、過食や自傷行為といった異常行動をとるようになり、神経

30) 交民集41巻5号1319頁。

31) 交民集41巻5号1318頁。

32) 同様のものとして、神戸地判平成17年5月17日交民集38巻3号681頁、東京地判平成19年11月7日交民集40巻6号1479頁、東京地判平成20年12月1日交民集41巻6号1521頁。

症を発症した。裁判所は、原告が事故以前から抑うつ傾向にあったことを認めたとうえで、当時は治療を要するほどではなかったとして、事故と神経症との相当因果関係を肯定し、そのうえで、抑うつ傾向があったことを斟酌して、30%の減責を行った。

裁判所が最終的に確定した事実によれば、本件では、被害者の抑うつ傾向に事故による外力が加わることで、神経症が発症したとされる。したがって、そのかぎりでいうと、本件は、上述の第一の類型——【判決7】——と同様の構造を呈していることになる。しかし、認定された事実全体を視野に入れると、本件がこれに解消しえない独自の性格をもったものであることが、明らかとなる。

まず、本件では、被害者が事故以前から抑うつ傾向にあったこと、および、それが事故後において様々な異常行動を引き起こしていることが、明らかにされている。そしてさらに、その異常行動のうちのいくつかは、本件事故とは関係のない被害者の個人的なコンプレックスによって引き起こされたものとされている³³⁾。したがってここに、事故とは別の事情を起点とする独立した因果系列を観念することができるだろう。これは、素因が結果発生の場合——ないしは「反応」の場合——としての意義をもつにとどまる第一の類型とは、大きく異なるものといえる。

次に、本件では、上述の第二の類型——【判決8】——とは異なり、事故を起点とする因果系列とそれ以外の事情を起点とする因果系列とが、併存的・択一的な関係にあるわけではない。なぜなら、本件被害者に発症した神経症は、あくまで事故による精神的打撃が加わることによって生じたものとされているからである。つまり、本件における2つの因果系列は、結果発生直前において複雑に絡まり合い、拡大された1つの結果を発生さ

33) 交民集30巻5号1454-1456頁。具体的には、従前からの姉に対するコンプレックスなどが挙げられている。

せているのである³⁴⁾。

このように、本件では、事故と素因のそれぞれを起点とする因果系列が協働することにより、拡大された1つの結果が発生している。したがってこれは、まさしく「原因競合」と呼ぶにふさわしい事案³⁵⁾であるといえるだろう³⁶⁾。

Ⅲ. 考 察

1. 裁判例の整理と検討課題の提示

前章では、素因競合事例に関する裁判例を概観した。ここであらためてこれを整理し、本章における考察のための準備作業とすることとしよう。

(1) 類型化の試み

まず、前章での分析をふまえ、因果構造の面から裁判例を整理することとしたい。

冒頭でも述べたとおり、被害者の素因は、それ自体が損害を引き起こす外力をもっているわけではない。したがって、素因競合における割合的減

34) 判決文をみるかぎり、この2つの因果系列の関係は、厳密には明らかにされていない。ある医師によれば、被害者の症状は「外傷性神経症」であり、本件事故こそが結果発生に決定的な影響を与えたとされる。これに対し、別の医師によれば、被害者の症状は「性格神経症」であり、本件事故はあくまで付加的な要因にすぎないとされる。交民集30巻5号1456頁。

35) ここでは、原因競合の教室設例としてしばしば取り上げられる、複数の工場による廃液の排出の例——吉村・前掲(注3)102頁等——などとの同質性が、指摘できるだろう。

36) 以下の裁判例も、同様のものと解する余地がある。東京地判平成13年1月29日交民集34巻1号98頁、東京地八王子支判平成15年1月23日交民集36巻1号92頁、大阪地判平成15年3月20日交民集36巻2号328頁、大阪地判平成17年7月22日交民集38巻4号1017頁。

なお、すでに注16で指摘したように、身体的素因の競合事例のなかには、事故以前に症状が発症していなかったことを、減責否定の有力な根拠とするものがある。ここでは、素因を起点とする加害作用に事故による外力が加わることで結果が発生した事例を、素因競合事例と捉えているふしがあるが、これは、構造的には【判決9】と同様の事例であると言ってよいだろう。

責の問題は、原則として、「加害行為によって引き起こされ、素因を経由して拡大した損害部分につき、これを加害者に帰責すべきかどうか」という問いとして、捉えることができる。前章で取り上げた裁判例のうち、このようなモデルに適合的なものとして、身体的素因に関する【判決1】と心因的素因に関する【判決7】がある。これらはいずれも、被害者の素因が事故による外力に反応し、損害が発生・拡大した場合として捉えることができる。以下ではこれを、第Ⅰ類型と呼ぶこととする。

次に、これと対極にあるのが、身体的素因に関する【判決5】と心因的素因に関する【判決8】である。ここでは、事故を起点とする因果系列と素因を起点とする因果系列が、結果に対し択一的な関係にある。したがって、そこでの責任は、因果関係の心証度に応じて導かれたものということになる。裁判実務では、こうした事例においても「寄与度」を問題にするのが一般的であるが、そうした外形のもと、本質的には心証度が問題となっていることは、ふまえておくべきであろう。なお、以下ではこれを、第Ⅱ類型と呼ぶこととする。

次に、【判決6】は、事故による第一次侵害の後、後続侵害が発生した場合において、損害結果——後続侵害損害——の帰責に関する法的評価が微妙であることから、割合的解決を行ったものとみることができる。以下ではこれを、第Ⅲ類型と呼ぶこととする³⁷⁾。

最後に、位置づけが困難なものとして、【判決9】がある。これは、「事故なければ結果——内容・量において特定された全体として1個の結果——なし」と言いうるかぎりにおいて、第Ⅰ類型と共通するが、素因が結果発生の場合——ないし「反応」の場合——としての意義を超え、独立した因果系列を形成している点において、特異なものといえる。一方、個々の因子をミクロのレベルで捉えるならば、ここでは、結果を引き起こしたのが

37) なお、心因的素因のみが競合した事案にも、同様の構造を呈するものはある。例えば、大阪地判平成17年6月6日交民集38巻3号757頁。

事故と素因のいずれであるかが、はっきりしなくなる³⁸⁾。したがって、そのかぎりにおいて、これは、第Ⅱ類型とも連続性をもったものということになる。ただ、この後者の捉え方は、厳密ではあるが、社会における一般の理解とはかけ離れた帰結をもたらすおそれがある³⁹⁾。そこで、本稿は、【判決9】の理解につき、前者の捉え方をとることとしたい。なお、以下ではこれを、第Ⅳ類型と呼ぶこととする。

(2) 本稿の検討課題

さて、では次に、以上の類型化をふまえ、本稿の検討課題を示すこととしよう。

まず、上述の4つの類型のうち、第Ⅱ類型に関しては、いわゆる「確率的心証論」⁴⁰⁾をどのように評価すべきかが問題となる。ただこれは、交通事故における素因減責にとどまらない問題であり⁴¹⁾、本稿の枠を越えるも

38) 因果関係の本質を不可欠条件関係に求める立場からは、ここでは原因競合——いわゆる「必要競合」が生じていることになる。これに対し、因果関係の本質を一定の物理的作用による外界の変化に求める立場からは、このような場面において、個々の因子が結果にどのように作用したかを把握するのはむずかしい。一般に、後者の因果関係観をとった場合の因果関係の証明困難は、重疊的競合の事例において典型的にあらわれる。能見善久「共同不法行為責任の基礎的考察(5)」法学協会雑誌95巻11号(1978年)37頁、58頁。しかし同様のことは、必要競合の場面においても問題となりうると考えられる(あるいは、突きつめて考えるならば、重疊的競合・必要競合という区分は、あくまで前者の因果関係観を前提としているのであり、後者の因果関係観を徹底した場合には、こうした区分自体が成り立たなくなるのである)。

39) 具体的には、従来、原因競合とされてきた事案のうちのかなりのものが、因果関係の不明の事例として扱われてしまうことになる。

40) 倉田卓次「交通事故訴訟における事実の証明度」鈴木忠一・三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座3 交通事故訴訟』(日本評論社, 1969年)101頁, 133-135頁。また、倉田判事が確率的心証論に基づいて処理した事案として、東京地判昭和45年6月29日判例時報615号38頁。なお、倉田判事は、素因競合事例全般に関して、一貫して、「寄与度」ではなく、因果関係の心証度に応じた責任を主張している。倉田卓次「報告4 被害者の素因との競合」交通法研究14号(1985年)93頁。

41) 例えば、公害・環境訴訟において確率的心証論を適用したものとして、東京地判平成4年2月7日判例時報平成4年4月25日号3頁「水俣病東京訴訟判決」。また、营造物・工作物責任の分野において確率的心証論を適用したとみる余地があるものとして、東京地判

のといえる。そこで本稿は、これに立ち入ることはせず、そうした類型があることを指摘するにとどめることとする⁴²⁾。

続いて、残りの3つの類型のうち、第Ⅰ類型および第Ⅲ類型に関しては、前者が第一次侵害損害の帰責問題、後者が後続侵害損害の帰責問題であるという点に違いがある⁴³⁾。また、事故を起点とする因果系列と素因との関係についてみるならば、前者では、素因が単に結果発生の場合——ないし「反応」の場合——としての意義をもつにとどまるのに対し、後者では、素因が後続侵害への導因となっている点に違いがある。もっとも、これらの違いは、見かけほどに大きなものではない。なぜなら、いずれの類型も、損害結果の帰責という共通の視点において、分析の対象とすることが可能だからである。またこれは、第Ⅰ類型の亜種ともいえる第Ⅳ類型についても、同様にいえるだろう。ここでは、第Ⅰ類型とは異なり、素因を起点とする独立した因果系列を観念することができる。しかし、この点に関する両者の違いは、損害結果の帰責という視点においては、相対的なものにすぎないのである。

平成8年判決は、身体的素因の斟酌につき、当該素因が「疾患」にあたるかどうかを問題とするとともに、これを基礎づけるため、「身体的特徴は、個々人の個体差の範囲内として当然にその存在が予定されている」との命題を提示する⁴⁴⁾。また、同判決以降の裁判例では、当該素因が「個人

↘判昭和49年10月2日判例タイムズ320号207頁、長崎地佐世保支判昭和61年3月31日判例タイムズ592号38頁、静岡地判平成4年3月24日判例時報1428号42頁。

42) なお、筆者は、医療過誤事例など、義務違反を起点とする因果関係——違法性連関——が問題となるケースにおいては、実体法理論の枠内で、その存否が不明であることを理由とする割合的解決を導く余地があるとの主張を行っている。石橋秀起「ドイツにおける割合的責任論の展開」立命館法学336号（2011年）319頁、387-388頁、同「医療過誤における割合的責任論」立命館法学339=340号（2012年）1頁、3-4頁。

43) 第一次侵害・後続侵害という区分については、四宮和夫「不法行為法における後続侵害の帰責基準」法学協会編『法学協会百周年記念論文集 第3巻』（有斐閣、1983年）31頁、46-47頁。

44) なお、交通事故事例ではないが、最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁は、労働

差」の範囲内かどうかを問題とするものや、生じた結果が「通常」の範囲内かどうかを問題とするものが多くみられる。ところで、以上で挙げた基準は、いずれも、理論的には、減責のための基準としてだけでなく、帰責の可否——帰責相当性——に関する基準としてもみることができる。したがってここでは、これらの基準の妥当性もさることながら⁴⁵⁾、それらをめぐって帰責相当性と割合的減責論とがいかなる関係に立つかが、問題となっているといえる。交通事故における素因減責の本質は、まさにこの点の解明によってはじめて、明らかとなるのである。

そこで以下では、上述の第Ⅰ、第Ⅲ、第Ⅳ類型を対象として、損害結果の帰責という視点から、帰責相当性と割合的減責論との関係につき、考察を行うこととする。

2. 帰責相当性と割合的減責論との関係

(1) 危険性関連説と割合的減責論

周知のとおり、損害結果の帰責をめぐっては、「賠償範囲の画定」の問

ゝ者の自殺事例につき、「労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでないときは」、性格的要因の斟酌を否定すべきであると判示している。これは、平成8年判決における「個体差の範囲内」か否かという基準が心因的素因の競合事例にも適用されたものとして、理解することができる。

- 45) とくに問題となるのが、身体的素因における「疾患」かどうかという基準と、「個人差」ないしは「通常」の範囲内かどうかという基準との関係である。本文で述べたように、平成8年判決は、あくまで「疾患」を決定的な基準としつつ、その妥当性を基礎づけるため、「個体差」という概念を導入する。しかしこれに対しては、むしろ「個人差」こそが決定的な基準であって、「疾患」は「個人差」を超える素因のひとつの例にすぎないとする見方もありうる。例えば、橋本佳幸「判批：平成8年判決」民商法雑誌117巻1号(1997年)91頁、99-101頁。この問題は、「個人差」を超えてはいるが、「疾患」とはいえないような素因が競合した事例において、顕在化する。例えば、東京地判平成19年10月4日交民集40巻5号1312頁は、事故で顔面打撲を負った被害者の鼻に、シリコンプロテーゼが挿入されていたという事案であるが、平成8年判決に依拠するかぎり、こうした素因を斟酌することは、できないと言わざるをえない。しかし、「個人差」を重視する上述の立場からは、これを斟酌することも、十分考えられることになる。なお、本判決は、隆鼻手術が「一般的に認知されてきて」いることをふまえ、素因減責を否定している。

題として、すでに多くの見解が示されるにいたっている⁴⁶⁾。しかし、これらはいくまで、特定の損害——損害事実であれ、費用項目であれ、金額であれ——についての帰責の可否を問うものであり、割合的減責論とは区別されるべきものとされている。ところで、こうしたなか、損害結果の帰責という視点のもと、帰責の可否と割合的減責とを一体として捉えることにより、素因減責の判断構造を理論的に解明しようとする試みがある。橋本佳幸教授の研究が、まさにそれである⁴⁷⁾。

橋本教授は、四宮和夫教授が提唱する損害帰責のためのスキーム——危険性関連説⁴⁸⁾——をふまえ、そのうえに、自身が提唱する「領域原理」に基づく割合的減責論を展開する。橋本教授の見解は、要約すると以下のとおりである。

- ① 被害者は、自己の権利領域内の特別の危険から生じた結果について、保証責任を負う（領域原理）。したがって、被害者は、「個人差以上の素因」によって生じた結果を負担しなければならない⁴⁹⁾。
- ② 素因競合事例の多くは、後続侵害の事例——「素因が後続侵害の発生に競合した事例」——である⁵⁰⁾。
- ③ 危険性関連の有無の判断においては、統計的頻度に加え、評価的視点が考慮される。これをふまえると、個人差以内の素因が競合したことによって生じた結果については、第一次侵害との危険性関連を肯定

46) 吉村・前掲(注3)142-151頁を参照。

47) 橋本・前掲(注7)21-35頁。

48) 四宮・前掲(注43)49頁以下、同『事務管理・不当利得・不法行為』（青林書院、1981・83・85年）448頁以下。なお、四宮教授自身は、素因競合事例を後続侵害の帰責問題と捉えたうえで、被害者が「社会生活を営むに必要な最小限度の抵抗力」を備えていない場合にかぎり、加害者への帰責を否定する。また、こうした基準によって帰責が肯定される場合には、損害の分配がなされるべきとされているが、これについては、「過失相殺に準ずる方法」によって減責すべきと述べるのみで、それ以上の理論的説明はなされていない。四宮『事務管理・不当利得・不法行為』456-458頁。

49) 橋本・前掲(注7)24頁。

50) 橋本・前掲(注7)25頁、33頁。

すべきであるが、個人差以上の素因が競合したことによって生じた結果については、これを否定すべきである⁵¹⁾。

④ もっとも、個人差以上の素因が競合した場合でも、生じた結果のすべてについて危険性関連が否定されるわけではない。「個人差以内の素因によっても生じたであろう割合的部分」については、危険性関連が肯定されてしかるべきである⁵²⁾。

⑤ 素因競合事例が第一次侵害の事例である場合においても、上記④の損害分配ルールが、ほぼそのままのかたちで妥当する。すなわち、個人差以上の素因が競合した場合、生じた結果のうち、「個人差以内の素因によっても生じたであろう割合的部分」のみが、規範の保護目的に含まれることになる⁵³⁾。

このように、橋本教授は、生じた結果全体を「個人差以内の素因によっても生じたであろう割合的部分」とそれ以外の部分とに分け、前者についてのみ加害者の責任を肯定する。また、上述のように、このような損害区分は、本来ならば帰責相当性——危険性関連、義務射程——が否定されるはずの局面において観念される。つまり、そのような局面において、生じた損害のなかに「個人差以内の素因によっても生じたであろう割合的部分」を見出し、これを帰責の対象とする点に、この見解の最大の特徴がある。これは、帰責評価が微妙であることに対応して導かれた割合的解決——例えば、【判決 6】——を、不法行為帰責論内部の論理によって説明しようとするものであり、理論的にすぐれたものといえる。また、価値判断の面においても、この見解は、素因減責を被害者保護の前進というコンテクストにおいて捉えなおす契機を与えるものであり、素因減責論に新たな地平をもたらすものといえるだろう。

51) 橋本・前掲(注7)26-27頁。

52) 橋本・前掲(注7)28頁。

53) 橋本・前掲(注7)29-30頁。

(2) 「領域原理」の要否

もっとも、この見解が議論の起点にすえる「領域原理」に関しては、その要否につき、なお検討の余地があると言うべきである。

橋本教授によると、個人差以上の素因が競合した事例では、生じた結果について損害の分配が行われる。そしてそれは、「加害者への帰責と被害者への帰責との調整」によって実現される。このうち、「加害者への帰責」は、上記④に対応する。これに対し、「被害者への帰責」は、上記⑤に対応する。個人差以上の素因が競合した場合において、帰責相当性——危険性関連、義務射程——が結果全体におよばないのは、「当該競合原因が被害者の権利領域に存したからであり、さらにいえば、生じた結果が領域原理によって被害者に帰責されるからである」⁵⁴⁾。

ただ、この後者の論理は、損害分配の実現にとってどうしても必要なものとは言いがたい。なぜなら、生じた結果の一部のみが加害者に帰責されることは、上記⑤においてすでに明らかとなっているからである⁵⁵⁾。ま

54) 橋本・前掲(注7)30-31頁。

55) 橋本教授は、個人差以上の素因が競合した場合の損害分配を、自然力競合の場合との対比によって説明しようとする。すなわち、加害行為に異常な自然力が競合した場合には、生じた結果全体が加害者に帰責される。これに対し、加害行為に異常な素因——個人差以上の素因——が競合した場合には、生じた結果のすべてが加害者に帰責されるわけではない。この後者の取扱いを正当化するのが、「領域原理」であるというのである。橋本・前掲(注7)27頁、30-31頁。ただ、この説明は、必ずしも説得的であるとは言いがたい。加害者が異常な自然力の競合によって生じた結果の全体について責任を負うのは、自然力競合における特殊な取扱いであり、原則はあくまで、「通常」——民法416条1項——の結果のみが加害者に帰責されることになるからである。つまり、この原則的な取扱いのため、責任範囲の縮減をもたらす特別の法原理を導入する必要はないのである。したがって、個人差以上の素因が競合した場合の損害分配は、もっぱら責任の加重——被害者保護の前進——の側面から論じれば足りることになる。

なお、自然力競合の事例では、義務違反——行為不法としての「瑕疵」——と結果との不可欠条件関係が成立するかぎり、結果発生の頻度に関わりなく、生じた結果全体が営造物管理者に帰責される。裁判例の分析からこの点を指摘するものとして、石橋秀起「営造物・工作物責任における自然力競合による割合的減責論の今日的意義」立命館法学317号(2008年)163頁、223頁。

た、こうした法律構成上の問題のほか、個々の事案の解決においても、「領域原理」の強調は、かならずしも妥当な結果を導くとはかぎらない。この原理は、「責任成立段階で損害転嫁の対象から外しておくべき部分はあるかどうか」といった思考を固定化させることをもたらす。しかしこれでは、減責まずありきという態度が助長される結果、公正な損害分配が実現しないおそれが生じるのである⁵⁶⁾。

橋本理論において画期的なのは、割合的減責論が、被害者保護の後退ではなく、むしろその前進に資するものであるということ⁵⁷⁾、不法行為帰責論上の語彙を用いて明らかにした点にある。このような理解が仮に成り立つならば⁵⁸⁾、同理論において領域原理の意義を過度に強調することは、むしろ避けられるべきであろう⁵⁹⁾。また、そこで提示される当該素因が個人差以上かどうかという基準に関しても、減責の可否を決するための万能的な尺度としてではなく、責任の有無・程度を判断する際の下位の基準として捉えるのが、妥当であると思われる。したがって、本質的な基準は、あくまで危険性関連や規範の保護目的に求められるべきである。

(3) 裁判例との整合性

さて、以上で述べた損害分配の枠組みは、下級審裁判例における判断のあり方とも整合的であるといえる。

56) 橋本教授の見解に対する従来からの批判も、おおむねこの点を捉えたものと考えられる。例えば、吉村・前掲(注4)101頁。

57) 価値判断のレベルでは、すでに能見善久「寄与度減責」四宮和夫古希『民法・信託法理論の展開』(弘文堂、1986年)215頁、250-251頁が、被害者保護の前進との関わりで減責の妥当性を説いている。

58) 実際、橋本教授は、医療過誤事例における割合的解決が、被害者保護の前進に資するものであるということを強調している。橋本佳幸「医療過誤訴訟における割合的解決——医師責任の割合的前進」同『責任法の多元的構造』(有斐閣、2006年)113頁。

59) 危険性関連・義務射程がおよばない損害部分は被害者が負担すべきである。このことを被害者側から表現したのが領域原理だとすれば、そのこと自体にとくに問題はない。ただ同時に、これでは独自の原理を立てる意味がないとの指摘に対しては、素直に認めざるをえないだろう。

例えば、裁判例でしばしばみられる判断手順として、事故から結果へといたる一連の経過を詳細に辿ったうえで「相当因果関係」を肯定し、そのうえで、当該結果が「通常」の範囲を超えていることを理由に素因減責を行うものがある⁶⁰⁾。これは、相当因果関係が「通常」——民法416条1項——の結果との因果的連鎖であることをふまえるならば、不可解な判示だということになる。もっとも、素因減責の本質が、帰責相当性の評価困難に対応した損害分配にあるという上述の理解に即して考えるならば、こうした一見矛盾するかにみえる責任判断も、理解可能なものとなるだろう。すなわちここでは、異常な結果につき、あえて「相当因果関係」を肯定したうえで、通常の事態においても生じたであろう結果部分にかぎり、帰責を肯定したとみるわけである。

このように、橋本理論は、それ自体が理論としてすぐれているばかりでなく、個々の裁判例における公平判断に理論的基礎を与える点において、高く評価されるべきものと思われる。

(4) 第一次侵害事例と後続侵害事例

ところで、上記㉔で述べられているように、橋本教授は、上記㉓の損害分配ルールを、後続侵害の事例にとどまらず、第一次侵害の事例にもほぼそのままのかたちで適用する。したがってこれによると、第一次侵害事例である第Ⅰ類型および第Ⅳ類型においては、次のようなかたちで損害分配が実現することになる⁶¹⁾。

60) 【判決6】のほか、神戸地判平成10年1月30日交民集31巻1号169頁、大阪地判平成11年1月28日交民集32巻1号228頁等。

61) なお、本稿および橋本教授の見解とは異なり、四宮教授は、素因競合事例を後続侵害の事例として一元的に捉える。すなわち、四宮教授によると、素因競合事例は、①「不法行為による侵害がまずあり、しばらくのち素因の競合によって後続侵害を生ぜしめる場合」と、②「不法行為と同時に素因が作用して侵害を生ぜしめる場合」とに分かれる。そして、②においても、第一次侵害——死亡にいたる前の身体侵害など——を觀念することはできるため、①と②のあいだに本質的な差異はないという。四宮・前掲(注48)459頁。これに対し、本稿は、②をあくまで第一次侵害事例として扱い、そこで規範の保護目的に基づき帰責の可否を問題にする。またほかにも、例えば、事故により治療費等の損害が

まず、第Ⅰ類型のうち、【判決1】では、被害者の後縦靱帯骨化症等が寄与して発生した損害につき、これを回避すべき義務をあえて肯定したうえで、当該素因が個人差以内であっても発生したであろう損害部分につき、責任を成立させる。同様に、【判決7】では、被害者の心因的要素が寄与して発生した損害につき、これを回避すべき義務をあえて肯定したうえで、当該素因が個人差以内であっても発生したであろう損害部分につき、責任を成立させる。さらに、第Ⅳ類型に属する【判決9】では、被害者の抑うつ傾向が寄与して発生した損害につき、これを回避すべき義務をあえて肯定したうえで、当該素因が個人差以内であっても発生したであろう損害部分につき、責任を成立させる。

もっとも、第一次侵害における損害帰責が規範の保護目的によって正当化されることをふまえるならば、こうした解決がつねに妥当かどうかについては、なお検討の余地があると言わざるをえない。

素因減責の可否をめぐることは、これを原則として肯定する判例の立場に対し、「加害者は被害者のあるがままを受け入れなければならない」⁶²⁾との命題——以下、『「あるがまま」命題」と呼ぶ——がしばしば引き合いに出される。この命題は、いうまでもなく、加害者に課される義務の射程について述べたものである。したがって、第一次侵害の事例においては、この命題から、個人差以上の素因においても、全部責任を導く余地が出てくることになる。例えば、第一次侵害の事例のうち、事故とは別の因果系列を観念できる第Ⅳ類型⁶³⁾では、他原因の介在ゆえ、生じた結果全体を加

↘発生したのち、後遺障害が発生した場合や、後遺障害が素因の競合によって長期化・深刻化した場合なども、本稿は、一貫して第一次侵害の事例として扱っている。これらは、単一の侵害内部における費用項目間の問題や、特定費用項目の量的拡大の問題であるにすぎず、侵害の後続とは局面が異なるからである。したがって、橋本教授の理解——上記④——とは若干異なり、本稿の理解によれば、かなり多くのものが第一次侵害事例に含まれることになる。

62) 東京地判平成元年9月7日判例時報1342号83頁。

63) 【判決9】でいえば、抑うつ傾向から個々の異常行動、さらには神経症へといった一連の病理学的機序が、これにあたるだろう。

被害者の義務射程におさめることがむずかしくなる。したがってここでは、こうした評価を反映して、上記④および⑥に基づいた損害分配が行われる。これに対し、素因が単に結果発生の場合——ないしは「反応」の場合——としての意義をもつにとどまる第Ⅰ類型では、「あるがまま」命題の適用に特段の支障はない。したがってここでは、生じた結果全体が加害者に帰責されてよいことになる。第一次侵害における損害帰責の特質をふまえるならば、第Ⅰ類型および第Ⅳ類型をつうじて、以上のような態度決定を行うことも、可能であると思われる⁶⁴⁾。

ところで、四宮スキームでは、後続侵害の帰責基準として、危険性関連——「特別の危険」か「一般生活上の危険」か——の審査のほか、「違法性判断に類した価値判断」が行われるとされている⁶⁵⁾。では、この「価値判断」において「あるがまま」命題を適用し、全部責任を導くことはできるだろうか。これに関しては、まず、四宮教授自身、このような「価値判断」として、加害者の義務には解消しえないものを広く念頭においている点に、注意が必要である⁶⁶⁾。また、この点をおくとしても、もし仮に、この「価値判断」において、加害者の義務に関わる評価的思考を広範に許容するならば、四宮スキームの骨格は、たちまち維持しえなくなるように思わ

64) この2つの取扱いの違いは、規範的にも正当化が可能である。まず、素因を起点とする独立した因果系列が観念される第Ⅳ類型では、事前的見地から、素因による加害作用の進行を阻止すべき義務——潮見・前掲(注3)324-325頁にいう「素因発見・統制義務」はこのようなものとして捉えるべきであろう——を被害者に課すことが考えられる（ただし、あらゆる場合にこうした義務を課すことができるかどうかについては、疑問の余地がある。そのかぎりにおいて、この類型においても全部責任が妥当しうる）。これに対し、素因が結果発生の場合——ないし「反応」の場合——としての意義をもつにとどまる第Ⅰ類型では、このように内容が特定された義務を被害者に課すことが、むずかしくなる。また仮に、こうした局面において、事前的見地から何らかの義務を課すとすれば、それは結局のところ、「外出しない義務」を課すことにまで行き着く。しかし、このような義務を課すことは、素因保持者の行動の自由との関係で、問題をはらんでいるといえよう。

65) 四宮・前掲(注43)56頁、同・前掲(注48)452-453頁。

66) 実際、四宮教授が「違法性判断に類した価値判断」として念頭におくのは、当該事案における様々な利益や因子の衡量であり、これらはいずれも加害者の義務には解消しえないものばかりである。四宮・前掲(注43)56-59頁。

れる⁶⁷⁾。したがって、後続侵害事例である第Ⅲ類型に「あるがまま」命題を適用し、全部責任を導くことは、避けられるべきであろう。【判決 6】において、加害者は、被害者の肺炎による死亡につき、割合的な責任を負うにとどまる。この結論は、それ自体として妥当であるばかりでなく、理論的にも支持されるのである。

IV. おわりに

冒頭でも述べたように、素因競合事例においては、「加害行為によって引き起こされ、素因を経由して拡大した損害部分につき、これを加害者に帰責すべきかどうか」が問題となる。そして、これを明らかにするためには、何よりもまず、個々の事案において、いかなる素因が競合原因として生起してくるのか、「原因競合」であるとの認識は何によってもたらされるのかが、問われなければならない。本稿はこれまで、このような問題意識のもと、裁判例を概観し、個々の事案の理論的特質を明らかにしてきた。そこで最後に、この点をいま一度整理し、冒頭の問題設定に対する解答を示すこととしよう。

(1) 冒頭の問題設定に対する解答

まず、本稿の基本姿勢として、加害行為と素因がともに「寄与度」概念のもとで同一平面におかれることは、回避される。これは、「原因競合」と呼ばれる事例に、因果構造の面で多様なものが含まれることを考えれば、妥当な態度であるといえよう。実際、交通事故における素因競合事例の多くでは、素因が加害作用をもった因果系列を形成しているわけではない。したがって、裁判例で一般にいわれる「寄与度」は多分に擬制的であ

67) 損害帰責に関する一般理論をどう構築するかは、本稿の目的を超える大きな問題であるが、この点につき一言だけ述べておくと、後続侵害損害の帰責において義務射程を問題にすることは、行為義務の認定を後知恵バイアスに基づいた不正確なものにする。したがって、個々の事案において危険性関連の有無をどう判断するのかという問題は残るにせよ、四宮スキームに一定の合理性が認められることについては、疑いはないものと思われる。

り、事柄の本質を捉えたものとは言いがたい。

さてそこで、こうした基本姿勢のもとで行われた考察により、本稿は、交通事故における素因減責の本質が、帰責相当性の評価困難に対応した損害分配にあるという知見に到達した⁶⁸⁾。そしてそこには、次の2つの系統があることが明らかとなった。

- ① まず、第一次侵害事例——第Ⅰ類型、第Ⅳ類型——においては、義務射程に基づく帰責判断が行われる。したがって、ここでの素因減責は、規範の保護目的に関する法的評価が困難な場合において、行われることとなる。
- ② 次に、後続侵害事例——第Ⅲ類型——においては、危険性関連に基づく帰責判断が行われる。したがって、ここでの素因減責は、第一次侵害と損害結果——後続侵害損害——との危険性関連に関する法的評価が困難な場合において、行われることとなる。

またこのほか、裁判例においては、「事實的」因果関係の存否のレベルで心証度に応じた責任を課したとみられるもの——第Ⅱ類型——もある。これも、広い意味で素因減責のひとつといえるが、その当否については留保しておくこととする。

交通事故における素因減責は、以上の局面において行われる。そして、当該事案が素因競合であるとの認識も、こうした局面においてもたらされるものと考えられる。つまり、原因競合であるとの認識が、減責すべきであるとの価値判断をすでに一定程度含んでいるのである⁶⁹⁾。

68) したがって、減責否定例のうち、【判決3】は、素因による損害の拡大部分を加害者に帰責すべきでないとの法的評価が、相当因果関係の審査の段階ですでに導き出せた場合として、理解することができるだろう。

69) 実際、当該事案につき原因競合であるとの性質決定を行ったうえで、競合原因の斟酌が可能かどうかを検討する裁判例は、あまり多くはない。むしろ、種々の基準にしたがい減責の可否を検討するなかで、競合原因の存在が徐々に浮かび上がってくるというのが、大かたの実態ではないかと思われる。とりわけ、素因単体では加害作用をとまなわない第Ⅰ類型において、そうした傾向が顕著であるといえよう。

(2) 素因減責論に関する提言

ところで、本稿は、上述の問題設定に対する解答とは別に、そこで得られた知見をふまえ、次のような提言を行った。すなわち、第一次侵害事例——上記①の系統——では、後続侵害事例——上記②の系統——とは異なり、規範の保護目的に基づく帰責判断が行われる。したがってここでは、理論上、「あるがまま」命題の適用により、全部責任を導く余地が出てくることになる。ただ、本論でも述べたとおり、同じ第一次侵害の事例でも、個々の事案ごとに「あるがまま」命題の適用が可能かどうかはかわってくる。とくに、競合原因である素因につき、これを起点とする独立した因果系列が観念される第Ⅳ類型では、個々の事案において、この命題の適用に慎重な態度が求められる。しかし、「あるがまま」命題に一定の合理性が認められるかぎり⁷⁰⁾、第一次侵害事例に属するかなり多くの事案において、全部責任が妥当するものと思われる。

(3) 結 語

当該素因が「個人差以上」かどうか、「疾患」かどうかという基準は、平成 8 年判決以降、多くの事案において公正な損害分配を実現してきた。しかし、そうしたなか、これらの文言が一人歩きをし、定型的な処理が行き過ぎると、妥当性を欠く判断が多く生み出されることになるとと思われる。これらの基準は、不法行為帰責論における判断構造をふまえた慎重な考慮のもとでのみ、一定の役割を与えられるのである。

70) 「あるがまま」命題と同様の価値判断は、諸外国においても支持されている。例えば、イギリスでは1901年の王座部判決——*Dulieu v White & Sons* [1901] 2 KB 669——以来、「エッグシェル・スカル・ルール (eggshell skull rule)」と呼ばれる法原則が妥当しており、またドイツにおいても、ライヒ裁判所の時代以来、同様の法原則が判例——RGZ 155, 37; RGZ 169, 117; BGH, VersR 1966, 737; BGHZ 132, 341——によって承認されている。